

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令番号	平成14年法律第53号
手続名	指定調査機関の指定の取消し	根拠条項	第42条
処分基準	<p>（指定の取消し）</p> <p>第42条 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 第30条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。</li> <li>二 第33条、第35条、第37条第1項又は第38条の規定に違反したとき。</li> <li>三 第38条第3項又は第39条の規定による命令に違反したとき。</li> <li>四 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。</li> </ul> <p>○欠格条項</p> <p>第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、第3条第1項の指定を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</li> <li>二 第42条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</li> <li>三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</li> </ul> <p>○技術管理者の設置</p> <p>第33条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う土地における当該土壌汚染状況調査等の技術上の管理をつかさどる者で環境省令で定める基準に適合するもの（次条において「技術管理者」という。）を選任しなければならない。</p> <p>○変更の届出</p> <p>第35条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地その他環境省令で定める事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、変更しようとする日の14日前までに、その旨をその指定をした環境大臣又は都道府県知事（以下この章において「環境大臣等」という。）に届け出なければならない。</p>		
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>環境課</p>
			<p>目次 No.</p> <p>- 1</p>

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部・環境課

法令名	土壌汚染対策法	法令番号	平成 1 4 年法律第 5 3 号	
手続名	指定調査機関の指定の取消し	根拠条項	第 4 2 条	
処分基準	<p>○業務規程 第 3 7 条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等の業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、土壌汚染状況調査等の業務の開始前に、環境大臣等に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 業務規程で定めるべき事項は、環境省令で定める。</p> <p>○帳簿の備付け等 第 3 8 条 指定調査機関は、環境省令で定めるところにより、土壌汚染状況調査等の業務に関する事項で環境省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。</p> <p>○土壌汚染状況調査等の義務 第 3 6 条 指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅延なく、土壌汚染状況調査等を行わなければならない。 2 指定調査機関は、公正に、かつ、第 3 条第 1 項及び第 1 6 条第 1 項の環境省令で定める方法により土壌汚染状況調査等を行わなければならない。 3 環境大臣等は、前 2 項に規定する場合において、その指定に係る指定調査機関がその土壌汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に対し、その土壌汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。</p> <p>○適合命令 第 3 9 条 環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が第 3 1 条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>			
	対応区分	<p>① 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>環境課</p>	<p>交付機関</p> <p>環境課</p>